



別紙  
(一)

総審第七十六号

昭和二十四年三月二十八日

経済済安本部

副長官

殿

内閣官房次長

夏時刻の実施に関する件

首題の件について、夏時刻法（昭和二十三年法律第二十九号）によ  
り、本年は、四月の第一土曜日から九月十一日午前零  
時までの間、夏時刻が用いられることとなつてゐるから、その実  
施に万全を期せられたい  
右念のため通知する

経済済安本部  
庶務課  
24.3.29  
受145/附

193

裏面白紙

夏時刻法

(昭和二十三年四月二十八日  
法律第二十九号)

第一條 毎年四月の第一土曜日(午後二時から九月の第二土曜日(翌日)の午前零時までの間は、すべて中央標準時より一時間進めた時刻(夏時刻)を用いるものとする。但し、特に中央標準時によることを定めた場合は、この限りでない。

第二條 四月の第一土曜日(翌日(日曜日))は二十三時をもちて一日とし、九月の第二土曜日は二十五時をもちて一日とする。

夏時刻の期間中のその他の日はすべて二十四時をもちて一日とする。

第三條 この法律の施行に關し、時間の計算に關する他々法律の規定の適用について必要な事項は、政令で、これを定める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律の適用については、昭和二十三年においては、この法律の第一條及び第三條において「四月の第一土曜日」とあるのは、「五月の第一土曜日(五月一日)」とする。

總理廳令第十八号

政府職員の新給与実施に關する法律(昭和二十三年法律第四十六号)第一條の規定による人事院規則一五〇に基き、政府職員の勤務時間に関する總理廳令(昭和二十四年總理廳令第一号)の特例に關する件を次のように定むる。

昭和二十四年四月一日

内閣總理大臣 吉田 茂

政府職員の勤務時間に関する總理廳令(昭和二十四年總理廳令第一号)の特例に關する件

政府職員(昭和二十四年總理廳令第一号)第一項の規定にかかわらず、四月四日から三十日までの間は、午前九時から午後五時三十分までとする。

政府職員(昭和二十四年總理廳令第一号)第一項の規定にかかわらず、四月四日から三十日までの間は、午前九時から午後五時三十分までとする。

附 則

この總理廳令は、公布の日から施行する。

總理廳令第十九号

大正十一年閣令第六号(官廳勤務時間並休暇ニ關スル件)の特例に關する件を次のように定める。

昭和二十四年四月一日

内閣總理大臣 吉田 茂

大正十一年閣令第六号(官廳勤務時間並休暇ニ關スル件)の特例に關する件

官廳の勤務時間は、昭和二十一年に限り、大正十一年閣令第六号(官廳勤務時間並休暇ニ關スル件)第一項の規定にかかわらず、四月四日から三十日までの間は、午前九時から午後五時三十分までとする。

附 則

この總理廳令は、公布の日から施行する。

水空

裏面白紙

昭和三十四年四月二日

経済安定本部総裁官房長

殿

夏時刻の実施並びに政府職員勤務時間の  
特例に関する件

夏時刻の実施に関する件について、内閣官房次長から別  
紙(一)とあり通知があり、政府職員の勤務時間の特例に関し  
別紙(二)のとおり総理廳令が公布されたので、右御了知の上  
貴部内に周知徹底方御取計い願いたい。

別紙(一)

総審第七十六号

昭和三十四年三月二十八日

内閣官房次長

経済安定本部副長官殿

夏時刻の実施に関する件

首題の件について、夏時刻法(昭和三十三年法律第三十九号)に  
り、本年は、四月の第一土曜日の午後十二時から九月十日に  
前零時までの間、夏時刻が用いられることとなつてい  
から、その実施方に万全を期せられたい。  
右念のため通知する。

別紙(二)

総理廳令第十八号

政府職員の新給与実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)第三十三條の規定による人事院規則一五〇に基き、政府職員の勤務時間に関する総理廳令(昭和二十四年総理廳令第一号)の特例に関する件を次のように定める。

昭和二十四年四月一日

内閣総理大臣 吉田 茂

政府職員(勤務時間)に関する総理廳令(昭和二十四年総理廳令第一号)の特例に関する件

政府職員(勤務時間)は、昭和二十四年に限り、政府職員(勤務時間)に関する総理廳令(昭和二十四年総理廳令第一号)第一項の規定にかかわらず、四月四日から三十日までの間は、午前九時から午後五時三十分までとする。

附則

この総理廳令は、公布の日から施行する。

令第十九号

大正十一年閣令第六号(官廳執務時間並休暇ニ関スル件)の特例に関する件を次のように定める。

昭和二十四年四月一日

内閣総理大臣 吉田 茂

大正十一年閣令第六号(官廳執務時間並休暇ニ関スル件)の特例に関する件

官廳の執務時間は、昭和二十四年に限り、大正十一年閣令第六号(官廳執務時間並休暇ニ関スル件)第一項の規定にかかわらず、四月四日から三十日までの間は、午前九時から午後五時三十分までとする。

附則

この総理廳令は、公布の日から施行する。